

受託候補者選定基準及び企画提案資料作成要領

○受託候補者選定基準

1 選定基準

次の表の各評価項目について、企画提案書及び見積書を「京都市こころの健康づくりに関する意識調査業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において項目別に評価し、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

評価項目	評価事項	配点
①類似の業務実績	・調査分析業務について、類似の業務実績があるか。また、その内容は、本業務の実施に効果的に反映できるものか。	10
②実施体制	・事業に見合った人員体制が計画されているか。 ・配置される者は、業務に関する専門的な知識を有した者か。	10
③事業の実施計画	・事業が期間内に完了し、調査から分析まで円滑に行えるよう具体的な計画が立てられているか。	20
④事業の実施方法	・他都市等の調査事業や情報を収集し、関連分野の業務知識を有していると認められ、効果的な課題、データ等の分析が可能か。 ・調査票回収率（とりわけ若年層の）向上にむけた効果的な取組が提案されているか。	30
⑤見積金額	・事業の実施に必要な経費等が適切に見積もられ、事業内容、効果等から見て適切な範囲であるとともに、予算額の範囲内か。	20
⑥市内中小企業	・京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定される市内中小企業であるか。	10
合 計		100

2 評価方法

- 点数配分は「1 選定基準」のとおりとする。
- 選定委員会は、「1 選定基準」に特段の定めがある場合を除いて、各項目についてA～Eの評価を行う。
- 各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	非常に優秀である。
B	0.8	優秀である。
C	0.5	評価できる。
D	0.3	最低限の仕様を満たしている。
E	0.1	十分でない。

- (4) 類似の業務実績について、直近3年間で4件以上の業務実績がある場合はA、2件以上の場合はCとする。
- (5) 見積金額については、以下の算出式により、評価点を配分する。
評価点数＝20点×（最低価格／評価対象価格）
※ 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。
※ 小数点以下第2位は四捨五入する。
- (6) 選定委員会で最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。
ただし、評価点の合計が60点以上の者がいない場合は、再度公募を実施する。

○企画提案資料作成要領

1 提出資料

京都市こころの健康づくりに関する意識調査に係るプロポーザル企画提案資料として、次の資料を提出すること。

- (1) 企画提案書
- (2) 見積書及び経費内訳書

2 企画提案書

- (1) 様式

A4版縦長横書きとする（様式は任意）。

- (2) 留意事項

ア 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、上記「1 選定基準」の企画提案の評価内容に沿って作成すること。

イ 提案者は、「京都市こころの健康づくりに関する意識調査業務仕様書」に基づき提案すること。

ウ 提案内容は、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい内容とすること。

エ その他

- (ア) 提案書には社名を入れないこと。
- (イ) 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (ウ) 採択された提案は、本市との協議により修正又は変更を行う場合がある。
- (エ) 提出書類について、公文書公開請求があった場合は、公開することがある。
- (オ) 応募に要する費用は参加者の負担とする。

3 見積書

- (1) 様式は任意とする。
- (2) 見積書には、所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

4 その他

提出期限、提出場所等については、実施要項のとおり。